



「雨に濡れるから、工場と倉庫をつなげたいんだけど…」

「空き家を再利用して、福祉施設をやりたいんだけど…」



建物関係者の皆様へ

消防法違反になっていませんか？

建物の工事（増改築）をおこなう際や、新規テナント開業の際は、

ひとまず 事前相談 を!!

建物（一般住宅を除く）には、消防法により様々な防火安全対策が求められています。

例えば、住宅を宿泊施設に変更する場合や新たに庇（ひさし）を設け面積が増える場合などは、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などが新たに必要となることがあります。

それらを知らずに工事をした場合、新たな消防用設備等の設置や工事のやり直し、増改築部分の取り壊しなど、想定外の出費にもつながりかねません。 そうならないためにも、

加古川市 稲美町 播磨町

の建物の用途変更や増改築などをお考えの際は事前にご相談ください。

問い合わせ先 予防課 079-427-6534
加古川市消防本部

